

千葉市条例第 65 号

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例

千葉市都市公園条例（昭和 34 年千葉市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後							
別表第4				別表第4							
区分	単位	金額		区分	単位	金額					
行商、募金その他これらに類する行為	[略]	<u>300円</u>		行商、募金その他これらに類する行為	[略]	<u>390円</u>					
業として行う写真の撮影		<u>3,000円</u>		業として行う写真の撮影		<u>3,900円</u>					
常時		<u>300円</u>		臨時		<u>390円</u>					
業として行う映画の撮影又はテレビの放映				業として行う映画の撮影又はテレビの放映							
その他これに類する行為				その他これに類する行為							
興行			<u>15円</u>	興行			<u>20円</u>				
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し			<u>3円</u>	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し			<u>4円</u>				
備考 [略]											
別表第5				別表第5							
区分	単位	金額		区分	単位	金額					
公園施設を設置する場合	[略]	<u>100円</u> 以内 (公募の方法により公園施設を設置する場合にあっては、この項に定める金額の範囲内で市長が定める使用料の金額に2,100を乗じて得た金額以内)		公園施設を設置する場合	[略]	<u>170円</u> 以内 (公募の方法により公園施設を設置する場合にあっては、この項に定める金額の範囲内で市長が定める使用料の金額に2,100を乗じて得た金額以内)					
[略]											
備考 [略]											
別表第6				別表第6							
占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料					
[略]				[略]							
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	[新設]	[略]	<u>11円</u>	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	[略]	<u>120円</u>					
	[新設]	[新設]					<u>11円</u>				

〔略〕

備考 〔略〕

〔略〕

備考 〔略〕

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第4から別表第6までの規定は、この条例の施行の日以後の行為に係る使用料、設置に係る使用料及び占用に係る占用料について適用し、同日前の行為に係る使用料、設置に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。